

随時監査（工事監査）

1 監査実施日及び監査対象工事名

令和8年1月30日（金）

金原寺池改修工事(第二期)

2 監査の方法

今回の監査は、協同組合総合技術士連合の協力を得て、金原寺池改修工事(第二期)を対象に、本工事が適正かつ効率的に施工されているかどうかを主眼におき、関係者の説明を聴取するなどして、工事関係書類等の審査及び現場監査を実施した。

3 監査の結果

監査の結果、対象工事については総括的に良好であり、おおむね適正に施工されていると認められた。

なお、一部関係書類及び工事現場において、不備又は改善・検討を要する事項が見受けられたので、今後留意して工事を進められたい。

監査結果の概要は次のとおりである。

令和 7 年度

長岡京市工事技術調査業務報告書

金原寺池改修工事（第二期）

令和 8 年 2 月 4 日

協同組合 総合技術士連合

1. 調査の概要

1-1 技術調査対象工事名称

金原寺池改修工事（第二期）

1-2 調査実施日

令和8年1月30日（金）

1-3 調査場所

長岡京市役所 新庁舎5階第1委員会室及び工事現場

1-4 監査執行者

代表監査委員

田中 恭介

監査委員

宮小路 康文

1-5 事務局

監査委員事務局

事務局長

木村 知継

監査委員事務局

監査係長

中野 麻美

1-6 工事内容説明者

建設交通部

部長

日高 正人

建設交通部

道路・河川課

参事兼課長

井上 健司

建設交通部

道路・河川課

課長補佐兼係長

中藪 勲

建設交通部

道路・河川課

統括主査

山崎 賢太

環境経済部

農林振興課

課長

浦松 良次

環境経済部

農林振興課

係長

金子 聡

環境経済部

農林振興課

技術員

岩崎 俊明

総合政策部

検査指導課

課長

西村 拓也

総合政策部

検査指導課

係長

小林 徹也

1-7 施工業者

山菱建設株式会社 長岡京支店

現場代理人

石本 登

山菱建設株式会社 長岡京支店

現場担当

野々村 広重

1-8 技術調査業務実施技術士

協同組合 総合技術士連合

外丸 敏明 技術士(建設部門/総合技術監理部門)

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目1番19号(高木ビル408)

1-9 工事概要

1-9-1 工事場所

長岡京市金ヶ原谷田地内

1-9-2 工事概要

堤体工 1式 掘削 2,190m³ 安定処理工 1,570m³

表面遮水工 1式 ベントナイトシート 483m² 土木シート 239m²

取水施設工 1式 底樋 24.4m

取水施設ゲート工 1式 スライドゲート 1箇所

1-9-3 工事請負業者

山菱建設株式会社 長岡京支店

1-9-4 設計監理業務委託者

設計:京都府土地改良事業団体連合会

監理:直営

1-9-5 請負金額

当初:60,500,000円

変更:なし

1-9-6 工事期間

当初:令和7年6月24日 ～ 令和8年3月31日

変更:なし

1-9-7 工事進捗状況

計画46.1%、実施57.6% (令和7年11月30日現在)

2. 調査の結論

工事調査資料及び関係書類並びに現地調査のうちからサンプリングを行った。各プロセスの技術調査着眼点について所定の検査項目及び不可視部分の試験以外の記録による確認等の質疑応答を行った。質疑に関する回答（口頭及び資料による）は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する大きな問題点は見当たらなかったのでサンプリング範囲では非常に良いと認めた。

サンプリングにより調査した事項のうち主な内容の要点を「3. 調査の所見」の「計画・実施・評価・改善」の項に沿って記す。尚、「計画・実施・評価」の内容は通常の適正な運用内容を記し、「改善」は、注意・要望・検討を要する点を「改善提案」に記し、良い事例は「効果的な改善事例」にそれぞれ記すものとする。

3. 調査の所見

3-1 計画

3-1-1 工事の目的

金ヶ原農家組合が管理している防災重点農業用ため池の「金原寺池」において、取水施設の老朽化対策や緊急放流能力の不足解消、地震時における堤体の安定性を確保し、災害を未然に防止することを目的として改修工事を実施するものである。

3-1-2 設計方針

設計は、地元のニーズを踏まえ設計している。地元の要望は、貯水量（1,500 m³）の維持・確保である。そのために施設の改善や老朽化対策など、農業用水の安定供給と災害の未然防止を基本に計画している。

3-1-3 積算基準等(主要なもの)

(主要な計画・調査・実施設計等に使用した基準・指針・調書等)

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	土地改良事業設計指針「ため池整備」	農業農村工学会	H27.5

(主要な単価・歩掛・積算・設計書作成に使用した基準・指針・調書等)

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	土地改良工事積算基準（土木工事）	農林水産省	R6
2	土木工事単価資料	京都府	R7.4
3	積算資料	経済調査会	R7.4
4	建設物価	建設物価調査会	R7.4

(積算)

単価・歩掛の無い場合の取扱、市場流通単価の把握と利用	資材単価について、京都府の単価にあるものはそちらを採用。 刊行物に掲載のあるものは2社の平均価格を採用。 掲載のないものについては、材料により見積徴収し最低価格を採用。
数量算出、設計書の照査	京都府土地改良事業団体連合会へ設計業務を発注し図面、数量計算書を作成。その後、担当者が発注用に組み替えした設計書を、課内において設計担当者、精査者、管理者により照査を行った。
特記事項	京都府補助版標準積算システム（農林）を採用

3-1-4 入札・契約

入札は、一般競争入札であり、令和7年6月12日に入札し、応札業者は7者である。契約は、工事請負契約の「契約約款」に基づき、令和7年6月23日に締結している。

3-1-5 保証、保険

- ① 履行保証は、西日本建設業保証株式会社と請負代金額の10%について、受注者から書面提出を受け適正に管理している。前払金保証は、西日本建設業保証株式会社と請負金額の40%について、受注者からの保証証書の寄託を受けて適正に管理している。
- ② 建設業退職金共済制度の掛金収納書は、適正に管理している。
- ③ 労災保険関係成立票の掲示状況は適正である。

3-1-6 コスト縮減・効率化対策

既設の放流施設（洪水吐）の総入れ替えをせず、現況放水路をそのまま活用することで、越流部の部分改修に留めて総工費の削減を図っている。

3-2 実施

3-2-1 品質管理(主に施工管理)

施工計画書は、所定の承認を得て作成している。主に、準備工・掘削工・遮水シート工について、施工方法、施工管理等の項目で明記している。

現況は地元の道路を通過するため、地域の代表と十分なコミュニケーションを図り理解を得て工事を行っている。

3-2-2 原価管理

工事は、事前調査では工事に際し基本事項を確認し計画することでコスト削減を図っている。また、特記仕様書等を踏まえ検討し、手戻りが無いようにしている。

3-2-3 工程管理

工事は、令和7年11月30日現在、計画46.1%、実施57.6%である。現状は、ほぼ掘削工を終えている。

3-2-4 安全衛生管理

作業所は、無事故無災害で推移している。また、作業所の災害重点目標については「工事現場周辺（第三者）の危険防止と安全確保」、「架空線破損事故防止」、「重機災害防止」、「交通災害の防止」などを挙げている。このため、『災害ゼロ！』を目標に、職員から全作業員に至るまで安全意識を周知徹底させている。

3-2-5 環境管理

環境管理として、工事に伴う振動、騒音、粉塵、水質汚濁に関する住民の苦情が発生しないよう、公害防止関係諸法令の基準に適合する十分な対策を立て施工している。

3-2-6 法令遵守

工事の各プロセスについて、発注者の要求事項や法令等を守り工事をしている。また、利害関係者（地元住民、発注者、協力会社等）の要求も理解し工事をしている。

3-3 評価

3-3-1 品質管理

盛土工は、今後進んでいく状況である。したがって現場密度や現場透水試験についても実施していく予定である。

3-3-2 出来形管理

現況は、ほぼ基礎地盤まで進捗している。堤体工についても出来形管理の実施途中である。

3-3-3 写真管理

写真管理は、主に工事状況・出来形確認などを撮影している。特に、不可視部分や安全管理の状況も管理している。

3-4 改善

3-4-1 改善提案

- ① 施工前の設計照査について、施工着手後に実施した懸念がある。検討することを推奨する。
- ② 施工計画書に页数がない。施工計画書は手順や工法等について書くことになり明確にすることを推奨する。
- ③ 指定機械表のバックホウ0. 2 m³級が、掘削工にはない。整合させることを推奨する。
- ④ 堤体盛土工にボンテラン工法の記述がない。最も重要な工種であり記述することを推奨する。
- ⑤ 衛生管理がない。熱中症などが考えられ明確にすることを推奨する。
- ⑥ 土砂吐ゲート操作時の高さは2. 3 mである。高所作業になり安全対策を考慮することを推奨する。
- ⑦ 洪水吐の上部の通路部は高さ2. 2 3 mである。高所作業になり安全対策を考慮することを推奨する。
- ⑧ 緊急事態に架空線破損も考えられる。検討することを推奨する。
- ⑨ 環境対策の発生事象について、作業員への労働衛生の視点が欠落している。考慮することを推奨する。
- ⑩ 現場巡回では以下の内容を検出した。
 - ・資材置場に発注者のヒューム管を保管している。大半は丁寧に取り扱っているが一部台車等が管内にある。改善することを推奨する。
 - ・資材置場に空袋を一時保管している。風などで舞うことの無いように監視することを推奨する。
 - ・平成28年6月1日より化学物質のリスクアセスメントが義務化されている。また、令和6年4月より新たな化学物質規制を導入し施行されている。さらに、令和8年2月に第2回「化学物質管理協調月間」の取り組みがある。現場は、軽油などがあるが一般消費者も入手できるため対象外である。ただし、前向きにリスクアセスメントをすることを推奨する。

【該当の有無の検索方法】

パソコンやスマホで「表示通知対象物質」と検索し対象をクリックする。出てきた最初の画面の下方に「検索」があり、その下に化

学物質の成分名を入力し「検索」ボタンを押すと該当すれば出てくる。事例：フェニトロチオン（製品名スミチオン殺虫剤、成分名フェニトロチオン）と入力すれば「1件該当あり」と出てくる。

【該当すれば】

厚生労働省リーフレットは次のとおり（令和6年資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093845.pdf>

「リスクアセスメントの義務化」

「リスクアセスメントの結果が悪ければ対策の義務化」

「健康影響のおそれがあるときは適切な保護具の使用」

「リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡する事業者は、自律的管理に向けた実施体制の確立が求められる（化学物質管理者等）」などを行う。

【リスクアセスメント具体例（平成28年リーフレット資料）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000099625.pdf>

その他

- ⑪ 監査に際し、当方のメールアドレスが迷惑メールに振り分けられ、コミュニケーションがスムーズにとれなかった。フィルター設定をするなど対策を講じることを推奨する。
- ⑫ 今回の指摘番号③、⑤は上下水道部下水道施設課の工事監査「神足雨水ポンプ場貯留施設築造工事（Ⅰ期）その2（2023年11月17日実施）」と同様の指摘であり、是正処置（原因究明と再発防止対策）について講じることを推奨する。

3-4-2 効果的な改善事例

- ① 監査では、大きな画面で図面等を説明しわかりやすく進めている。
- ② 現場巡回では以下の内容を検出した。
 - ・資材置場は、敷鉄板により滑りの防止している。

4. 工事写真



内 容:

法定揭示板状況



内 容:

危険予知活動状況



内 容:

施工状況

以上

指摘事項に対する改善措置状況通知書

- ① 施工前の設計照査について、施工着手後に実施した懸念がある。検討することを推奨する。

回答：工事期間の始期日以降、速やかに設計照査を実施するよう指導する。

- ② 施工計画書に頁数がない。施工計画書は手順や工法等について書くことになり明確にすることを推奨する。

回答：本市には頁数を記載する基準がないため、受注者へ頁数の記載を推奨する。

- ③ 指定機械表のバックホウ 0. 2 m³級が、掘削工にはない。整合させることを推奨する。

回答：施工方法と指定機械表を確認し修正する。

- ④ 堤体盛土工にボンテラン工法の記述がない。最も重要な工種であり記述することを推奨する。

回答：記載内容に不足があったため追記する。

- ⑤ 衛生管理がない。熱中症などが考えられ明確にすることを推奨する。

回答：衛生管理も考慮して施工計画書を作成するよう受注者に推奨する。

- ⑥ 土砂吐ゲート操作時の高さは 2. 3 m である。高所作業になり安全対策を考慮することを推奨する。

回答：設計にて足場を計上しており、受注者へも必要な安全対策を講じるよう指導する。

- ⑦ 洪水吐の上部の通路部は高さ 2. 2 3 m である。高所作業になり安全対策を考慮することを推奨する。

回答：施工を行う際は、設計で足場を計上し安全対策を講じる。

- ⑧ 緊急事態に架空線破損も考えられる。検討することを推奨する。

回答：現場範囲に架空線がある場合は記載するよう指導する。

- ⑨ 環境対策の発生事象について、作業員への労働衛生の視点が欠落している。考慮することを推奨する。

回答：受注者へ施工計画書に記載するよう推奨し、作業員への労働衛生の視点に基づく配慮を促す。

⑩ 現場巡回では以下の内容を検出した。

- ・ 資材置場に発注者のヒューム管を保管している。大半は丁寧に取り扱っているが一部台車等が管内にある。改善することを推奨する。

回答：受注者に撤去するよう指導する。

- ・ 資材置場に空袋を一時保管している。風などで舞うことの無いように監視することを推奨する。

回答：飛散がないように監視するよう指導する。

- ・ 平成28年6月1日より化学物質のリスクアセスメントが義務化されている。また、令和6年4月より新たな化学物質規制を導入し施行されている。さらに、令和8年2月に第2回「化学物質管理協調月間」の取り組みがある。現場は、軽油などがあるが一般消費者も入手できるため対象外である。ただし、前向きにリスクアセスメントをすることを推奨する。

回答：対応が必要な物質を取り扱うことが考えられる工事において検討する。

その他

⑪ 監査に際し、当方のメールアドレスが迷惑メールに振り分けられ、コミュニケーションがスムーズにとれなかった。フィルター設定をするなど対策を講じることを推奨する。

回答：情報セキュリティ確保のためメール受信には一定のフィルター設定があるものの、受信を妨げる文言の確認等や、代替手段確保により改善を図る。

⑫ 今回の指摘番号③、⑤は上下水道部下水道施設課の工事監査「神足雨水ポンプ場貯留施設築造工事（Ⅰ期）その2（2023年11月17日実施）」と同様の指摘であり、是正処置（原因究明と再発防止対策）について講じることを推奨する。

回答：指摘事項及び回答内容を監査委員事務局より検査指導課を通じて、工事担当課へ情報共有を行う。